

## 第8章. 今後の進め方



### 8. 1 基本的な考え方

都市再生特別措置法第84条に基づき、本計画の策定後、概ね5年ごとに計画に記載した施策・目標指標のフォローアップを行い、計画の進捗状況等の精査を行います。フォローアップ結果を踏まえ、必要に応じて、誘導施策の方向性を見直しを行います。

また、概ね5年ごとに実施する見直しとは別に、事業の実施状況や社会情勢、ニーズの変化が著しい場合には、計画の内容がこれらの変化に対応したものとなるよう、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

### 8. 2 施策の評価方法

概ね5年毎に実施したフォローアップの評価結果は、公正かつ専門的な第三者機関から評価を行うことが重要であることから、下関市都市計画審議会へ随時報告・意見聴取を行います。

また、下図に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、継続的な計画の評価、見直しを行い、計画の充実を図ります。見直しの際には、目標指標から効果発現内容を把握し、状況に対応した施策展開を図るとともに、計画の見直しを行います。

#### ■PDCAサイクルによる施策評価の方法



